

○豊川市地域情報ライブラリー管理規則

昭和 55 年 6 月 27 日教育委員会規則第 2 号

改正

昭和 57 年 3 月 31 日教委規則第 2 号

昭和 57 年 12 月 22 日教委規則第 5 号

平成 3 年 3 月 28 日教委規則第 7 号

平成 8 年 6 月 14 日教委規則第 3 号

平成 9 年 3 月 25 日教委規則第 3 号

平成 10 年 3 月 25 日教委規則第 4 号

平成 15 年 3 月 28 日教委規則第 2 号

平成 24 年 3 月 26 日教委規則第 2 号

豊川市地域情報ライブラリー管理規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、[豊川市地域情報ライブラリー条例\(昭和 47 年豊川市条例第 17 号。以下「条例」という。\)](#)

[第 8 条](#)の規定に基づき、豊川市地域情報ライブラリー(以下「地域情報ライブラリー」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第 2 条 地域情報ライブラリーの利用時間は、午前 9 時 30 分から午後 6 時までとする。ただし、次に掲げる日にあつては、午前 9 時 30 分から午後 7 時までとする。

(1) 金曜日(国民の休日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)

(2) 6 月 1 日から 9 月 30 日までの日(日曜日、土曜日、休日又は前号に掲げる日に当たる日を除く。)

2 教育委員会は、前項の規定に関わらず、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第 3 条 地域情報ライブラリーの休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 月曜日

(2) 休日の翌日(その日(1 月 2 日を除く。)が日曜日、月曜日又は土曜日に当たるときは、火曜日)

(3) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(4) 毎月第 3 水曜日(その日が休日の翌日に当たるときは、その日の翌日)

(利用の許可)

第 4 条 [条例第 5 条第 2 項](#)の規定により視聴覚教育に関する機材及び教材(以下「視聴覚教材」という。)を利用しようとする者は、視聴覚機材・教材利用許可申請書([様式第 1 号](#))により館長の許可を受けなければならない。

(利用の期間等)

第 5 条 視聴覚教材の利用の期間は、8 日以内とし、視聴覚教材のうちフィルムを同時に利用できる数量は、4 本以内とする。ただし、館長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第 6 条 視聴覚教材を利用する者は、視聴覚教材のうちフィルム及び映写機の操作は、教育委員会が 16 ミリ映写機の操作について十分な技能を有する者と認める者にさせなければならない。

(利用報告書)

第7条 視聴覚教材を利用した者は、視聴覚機材・教材利用報告書(様式第2号)を館長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第8条 視聴覚教材を利用する者は、視聴覚教材をき損し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、地域情報ライブラリーの管理及び運営に関し必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定める。

附 則

この規則は、昭和 55 年7月1日から施行する。

附 則(昭和 57 年3月 31 日教委規則第2号)

この規則は、昭和 57 年4月1日から施行する。

附 則(昭和 57 年 12 月 22 日教委規則第5号)

この規則は、昭和 58 年1月1日から施行する。

附 則(平成3年3月 28 日教委規則第7号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成8年6月 14 日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月 25 日教委規則第3号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成 10 年3月 25 日教委規則第4号)

この規則は、平成 10 年7月1日から施行する。

附 則(平成 15 年3月 28 日教委規則第2号)

この規則は、平成 15 年4月1日から施行する。

附 則(平成 24 年3月 26 日教委規則第2号)

この規則は、平成 24 年4月1日から施行する。